

熱中症予防対策

近年、猛暑日等の増加や熱中症による搬送者が増加傾向にあり、熱中症対策がより重要となっています。国では、熱中症対策を強化するため、令和5年に「気候変動適応法」が改正され、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置付けられたほか、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**熱中症特別警戒情報**が創設されました。また、熱中症特別警戒情報の発表期間中は、市町村長が指定した**暑熱から避難するための指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**を開放することなどが措置されました。

図1-3-9 「気候変動適応法」の主な改正内容（出典：環境省）

■ 主な改正内容	
	気候変動適応法の改正により措置
国の対策 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ →関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート 環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から 現行「アラート」の告知画像	- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ - さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） →法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に
地域の対策 - 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） →地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

< 令和6（2024）年度の府の主な取組 >

1 株式会社ファミリーマート及び大塚製薬株式会社との連携

- 府内各店舗内のデジタルサイネージによる熱中症対策啓発動画の放映
- 府内各店舗における熱中症対策啓発ポスター・POPの掲出

2 府内郵便局との連携

府内各郵便局と連携し、府民に対し広く啓発を実施

- 府内各郵便局における啓発ポスターの掲出、チラシ・リーフレットの配架
- 集配車両・郵便ポストへの広報ステッカー（多言語対応）の貼付

図1-3-10 広報ステッカー



3 株式会社ウェザーニューズとの連携

天気予報アプリ「ウェザーニューズ」で府の気象情報を検索した人を対象に、熱中症予防啓発バナー広告を表示
バナー広告をクリックすると府の熱中症関連ページにリンク

4 啓発ポスター・チラシ等の掲出及び配布

- 株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの連携

府内各店舗における熱中症予防啓発ポスターの掲出

- イオン株式会社との連携

府内各店舗における啓発ポスターの掲出、チラシの配架

- 大塚製薬株式会社との連携

熱中症対策啓発オリジナルポスターの制作、府内スーパー、ドラッグストア等における掲出のほか、府内公立学校等で熱中症対策動画（まる tube）及び大塚製薬株式会社作成動画による注意喚起

5 HP 等における情報発信

防災・防犯情報メール配信システムにおいて、国の発表する「熱中症警戒アラート」を配信するとともに、府 HP において、熱中症予防対策について情報を発信